

（参照条文）

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
- ② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
- ③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（法第二十九条第一項第三号に掲げる事業）

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、労働時間等設定改善推進助成金、短時間労働者均衡待遇推進等助成金、中小企業労働時間適正化促進助成金及び職場意識改善助成金を支給するものとする。

（中小企業労働時間適正化促進助成金）

第二十七条 中小企業労働時間適正化促進助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下である事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対して、その実施する第二号の措置の内容に応じて、支給するものとする。

一 次号の認定の日において、労働基準法第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に規定するところにより、当該基準に規定する労働時間の延長の限度を超えて労働時間を延長することができる旨を定めた同条第一項の協定を締結している中小事業主又はこれに準ずる中小事業主であること。

二 時間外労働の削減その他の労働時間の適正化のための措置を定める計画を作成し、当該計画について都道府県労働局長の認定を受けた中小事業主であつて、当該計画に基づく措置として、次に掲げるすべての措置を実施したものであること。

イ 時間外労働の削減その他の労働時間の適正化のための措置（ロに掲げるものを除く。）

ロ 次のいずれかの措置

(1) 業務の省力化に資する設備を設置若しくは整備し、又は業務の効率化その他これに準ずるものを行う措置であつて三百万円以上の費用を要するもの

(2) 新たに労働者の雇入れを行う措置

三 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小事業主であること。

（社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度）

第四十三条 法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百二十分の二十を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。

一 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十五条第一項に規定する労災保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額の合計額

二 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二条第一項の規定により同会計の徴収勘定から労災勘定へ繰り入れられる附属雑収入の額（次号において「繰入附属雑収入額」という。）の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）

三 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び繰入附属雑収入額の合計額から前号に掲げる額を控除した額